

2017年度助成分

■研究課題名

ゼロ金利政策からの出口戦略：日本の金融政策運営への提案

研究代表者：

寺西勇生（慶應義塾大学商学部・准教授）

派遣先：

オーストラリア・メルボルン・メルボルン大学

実施期間：2017年4月1日～2017年9月30日

【研究の概要】

オーストラリアのメルボルン大学に滞在し、金融政策研究で著名なPreston教授（メルボルン大学）の助言を得ながら、①インフレ率に慣性が働く経済の下で最適なゼロ金利政策を解析的に求める理論的な研究、②collocation methodを用いたシミュレーションにより様々な状況下でのゼロ金利政策解除のタイミングを定量的に分析する研究、③モデルを日本・米国経済についてカリブレートした上でシミュレーションを行う研究、を行った。研究成果として、2つの論文（「Liquidity Trap and Optimal Monetary Policy Revisited」、「Role of Expectation in a Liquidity Trap」）を執筆した。

このうち、前者の論文では、流動性の罫（ゼロ金利政策）の下で、インフレ率に慣性的な動きがある場合の最適金融政策を分析した。インフレ率に慣性的な動きがあると、インフレが進行しやすくなる、最適金融政策の実行にあたってインフレ率の変化を安定化させることが重要になる、という2つの理由によって、金融政策運営においては事前対応が重要になることが明らかになった。日本の事例では、ゼロ金利政策の解除は消費者物価指数が2%に至る以前に行われる必要があることが分かった。この結果は、従来の研究結果とは大きく異なり、インフレ率に慣性がある下では、Front-loading tightening（予防的な引き締め）が金融政策運営に求められることを示している。

後者の論文では、インフレ期待が固定（anchor）された場合や、慣性的な動きをする場合に、流動性の罫の下で金融政策の効果がどう変化するのかを分析した。最適金融政策の下では、インフレ期待が固定されない場合や、インフレ期待の慣性的な動きが強い場合でもインフレ率や成長率の低下を防ぐことができることが明らかになった。これは、最適金融政策が歴史依存的な政策を実行するため、十分な期間の金融緩和が行われるという期待が形成されることで、金融政策自体にインフレ期待を操作する能力が生まれるためである。一方で、金融政策運営で参考ルールとして用いられるテイラー・ルールなどに従うと、インフレ期待が固定されない場合や、インフレ期待の慣性的な動きが強い場合には、インフレ率や成長率が大きく低下することが明らかになった。

20世紀米国における福祉国家建設と政治変動 ：フィードバック効果の比較分析

研究代表者：

中山洋平（東京大学大学院法学政治学研究科・教授）

派遣先：

アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市、ニューヨーク州ハイパーク

実施期間：2017年8月28日～2017年11月26日

【研究の概要】

本研究は、20世紀のアメリカで全国的な社会保障制度が段階的に整備されたことが、同国の政治構造にいかなるインパクトを齎したかを、一次史料に基づいて分析することを目的とする。当初、ニューディール期とケネディ／ジョンソン政権期の双方を分析対象とする予定であったが、諸般の制約により計画を変更し、ニューディール期に行われた連邦レベルの社会保障立法のインパクトを30年代から60年代初めを対象に検討することに焦点を絞ることとなった。

史料収集の対象を限定した分、収集した史料の分析を派遣期間中に行うことができるようになったため、既に一定の知見がまとまりつつある。以下にその概略を記す。

分析の第一の焦点となったのは、ニューディール期の社会保障立法が、マサチューセッツなど各州において、州以下の政党組織にどのようなインパクトを与えたか、である。この点に関しては、19世紀末以降、アメリカ各地の大都市で主に民主党が発達させた、いわゆる「マシーン」（福祉など利権のばら撒きによって移民をエスニシティ別に組織化して選挙基盤とし、市政を長期間支配した）がニューディールの社会保障立法によって破壊された、とする理解が、同時代から唱えられてきた。第二次大戦後のボストン市をモデルとした、著名な小説・映画のタイトルに倣って『最後の頑張り』（The Last Hurrah, 1956 & 1958）説と呼ばれる。ただ、歴史家はこの解釈に懐疑的であり、日本でも西山隆行などが批判的に検討している。しかし、今回の調査の結果、ルーズベルト政権が連邦法として社会保障を制度化し、各州がこれに基づいて立法を行って各市に社会保障給付の実施を義務付けたことによって、市レベルでの恣意的・党派的な福祉配分の可能性が奪われ、マシンの衰退が加速されたという因果関係を浮かび上がらせることができた。

つまり、マシーンが衰退したのは、ニューディール期の立法で社会保障給付が全国的に義務化されたこと自体ではなく、同立法によって生み出された補助金などの財政的依存を通じて、連邦→州→市という垂直的な行政的統制が強化されたためだった。連邦の立法に起因する中央集権化こそが、末端の市レベルでの裁量的な利権配分に基盤を置いていたマシンを駆逐したのである。こうした中央地方関係の構造変化が、本研究の分析の第二の焦点となる。

滞在中に所属したハーヴァード大学ヨーロッパ研究所では客員研究員に比較福祉国家論の研究者が多く、彼らの様々なアプローチに接し、議論を交わすことで自らの比較政治史的手法に磨きをかけることができた。

2016年度助成分

■研究課題名

共謀罪の研究——米国におけるコンスピラシーを手がかりに

研究代表者：

亀井源太郎（慶應義塾大学法学部・教授）

派遣先：

米国・カリフォルニア州バークレー・カリフォルニア大学バークレー校

実施期間：2016年10月1日～2017年3月31日

【研究の概要】

本研究では、米国におけるコンスピラシー（criminal conspiracy）に関する議論を手がかりに、共謀罪等創設の是非を巡って論じられるべきことを整理し、検討を試みた。

本研究の成果は、「共謀罪あるいは『テロ等組織犯罪準備罪』について」慶應法学37号(2017年2月)151-171頁に公表されているが、同稿の概要を示すならば、以下の通りである。

まず、第一に、同稿では、共謀罪等の創設につき、米国法における知見を用いた検討を試みたが、そこでの主張は、以下の5点に要約される。

①共謀罪は内心処罰の禁止に反するものとははいえない、②共謀罪による早期介入は現実には容易でない、③旧法案は、未遂処罰・予備処罰のいずれか(あるいはその双方)を欠くにもかかわらず共謀罪の対象となるという不均衡を生ぜしめる、④この不均衡を超克しようとする際、犯罪目的グループの存在が有する危険性に着目する米国法の議論が参考になる、⑤この危険性に着目しても旧法案には賛成し得ない。

また、第二に、同稿では、「新テロ対策」、「テロ等組織犯罪準備罪」として報じられた「法案」なるものについて簡単な検討を試みた。すなわち、同稿では、（執筆時の報道に依拠して）「テロ等組織犯罪準備罪」が、①主体を「組織的犯罪集団」とし、②実行行為を従来の「共謀」にかえて「2人以上で計画」とすること、③「犯罪の実行のための資金または物品の取得その他の準備行為」を要求するものであることを前提とし、①につき、このような主体の限定によって処罰の早期化を正当化することに疑義があること、②につき、「共謀」という従来多義的に用いられてきた文言にかえて「2人以上で計画」という文言を用い「テロ等組織犯罪準備罪」が内心を処罰するものではないことを明確化しようと試みていますと評価できること、③につき、「その他の準備行為」という文言に対しては、このような文言が不明確であって処罰範囲が無限定であるとの批判も想定されるが、既に刑法典が「その他の」という文言を多く用いていることのほか、内乱等幫助罪における「兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為」という文言が、通説によれば、暴動に使用される武器・弾薬、資金、食糧を供給・供与する行為のほか、これに準ずる行為であると限定的に解釈されることも、議論の前提とされる必要があることを、それぞれ指摘した。

オーストラリアにおける倒産手続の枠組みと現代的な課題について

研究代表者：

金春（同志社大学法学部・准教授）

派遣先：

オーストラリア・メルボルン・メルボルン大学法学部

実施期間：2017年1月1日～2017年3月31日

【研究の概要】

本研究は、オーストラリアの倒産手続の枠組みと現代的な課題について、近時の改革の課題を中心として考察を試みるものである。近時、オーストラリアでは、25年ぶりの大規模な倒産法改正が行われている。これまでの成果として、2015年12月7日に政府の独立諮問機関である生産力強化委員会（Productivity Commission）より長年の調査を経た「調査報告書」（Inquiry Report on `Business Set-up, Transfer and Closure`）が公表されており、主として、以下の四つの改正課題が挙げられた。①取締役の倒産取引禁止義務（insolvent trading）に関連してセーフハーバー条項（safe harbour）を導入し、倒産実務家等専門家のアドバイスで行った倒産取引については、同義務に反しないとの明文規定を設けること、②倒産解除特約(ipso facto clauses)について、管理人は裁判所に対してその効力制限を申し立てることができること、③任意管理手続が開始される前に既に契約した財産の買受先（Pre-positioned sales）等について、手続開始後管理人は契約を基本的に順守し、買受先等を保護すべきであること、④簡易な企業清算手続を導入すべきであること、及び⑤個人破産免責期間の原則3年から1年への短縮（但し、給与の財団組み入れについては原則3年とする）。

現在のところ、上記⑤に関連しては、日本法とオーストラリアの比較法の英語論文がQUT Law Reviewに今年11月ごろに公表することが決まっている。上記②に関連しても、今年中に英語論文がイギリスの本に収録、出版されることが予定されており、別途に日本語の論文の公表を予定している。①についても、共同研究者の日本語論文が既に完成されており、日本での公表が予定されている。申請書での研究計画とおり、これまで既に公表した申請者と共同申請者の業績をもすべて合わせて、申請者と共請者は2018年上半期での日本での本の出版を目指している。

■研究課題名

Die Summa Monacensis und ihre verwandten Summen (The Summa Monacensis and its Relatives)

研究代表者：

源河達史 (東京大学大学院法学政治学研究科・教授)

派遣先：

ドイツ・ミュンヘン、フランス・パリ・アッラス、イギリス・オクスフォード・ロンドン、
The 15th International Congress of Medieval Canon Law

実施期間：2016年7月10日～2017年2月6日

【研究の概要】

2016年7月10日から17日にかけて、ミュンヘン（ドイツ）のバイエルン州立図書館において、本研究課題の主たる内容である写本BSB München Clm. 16084の調査を行い、共同研究者であるシュテファン・クットナー中世教会法研究所所長ペーター・ランダウ教授と3回にわたり打ち合わせを行った。

2016年7月17日から23日にかけて、The 15th International Congress of Medieval Canon Lawに参加した。まず、7月18日Session 8, Classical Sources Iにおいて司会を行った。次いで7月22日Session 25, Classical Sources IV（司会Martin Brett博士（Cambridge, England））において、上記写本に関する研究報告Die Summa Monacensis und ihre verwandten Summen（The Summa Monacensis and its Relatives）を行った。

同研究報告を論文として発表する準備として、2017年1月22日から28日にかけてオクスフォード大学ボドリアン図書館にて写本Barlow 37、1月30日から2月4日にかけてブリティッシュ・ライブラリ並びにアッラス市立図書館にて、それぞれ写本BL Add MS 24659とArras MS 1064（271）の調査を行った。

2017年7月3日から6日にかけてLeeds International Medieval Congressに参加し、7月5日Session 1333, Canon Law IV: Manuscripts and the Making of Canon Law in the Reform Period（司会Christof Rolker教授（Bamberg, Germany））において、上述写本調査の成果報告The Development of an Early French School of Canon Law from the 1160s to the 1180sを行った。

■研究課題名

日本の「失われた20年」におけるDSGEモデルのパラメータ分析

研究代表者：

砂川武貴 (神戸大学社会システムイノベーションセンター・特命准教授)

派遣先：

フランス・パリ・社会科学高等研究院

実施期間：2016年10月1日～2017年3月31日

【研究の概要】

2016年9月から2017年3月まで、2016 Banque de France Fellowとして、フランス・パリ・社会科学高等研究院に滞在した。滞在中は、パリ経済学校やフランス銀行といったパリ市内の研究機関のみならず、同じヨーロッパ内であることの地の利を生かし、共同研究者や知人の在籍するドイツやイギリスの大学、研究機関にも頻繁に訪問し、研究報告のためのセミナーや訪問先の研究者との意見交換を行った。また、アメリカやヨーロッパで開かれたマクロ経済学および金融政策に関連するコンファレンスにも多数参加した。2017年2月には、Florin Bilbiie氏 (Paris School of Economics) との共催ワークショップ「Workshop for Monetary Policy When Heterogeneity Matters」を滞在先の社会科学高等研究院にて開催し、自身の共同研究者であるTaisuke Nakata氏 (Board of Governors)、Minchul Yum氏 (University of Mannheim) のほか、Michael Julliard氏 (Banque de France)、Patrick Pintus氏 (Banque de France) らを招き、6本の研究論文が発表された。発表者、討論者および参加者の間で最先端の経済理論について深い議論が交わされ、自身の研究を進めていく上でも多大な示唆が得られた。

パリは風光明媚な都市であるが、滞在したのは夏の終わりから春の始まりにかけてであり寒い日も多かった。したがって、滞在中の大半は週末も含めてオフィスや自宅近所のカフェなどで仕事をして過ごすことになり、自然と研究は捗った。市内の景観はシンメトリーで美しく、仕事の合間に街中を歩いているだけで楽しかったことを思い出す。助成を頂いた野村財団に改めて感謝の念を示したい。

■研究課題名

学校教育と企業内訓練の歴史比較制度分析

研究代表者：

中林真幸（東京大学社会科学研究所・教授）

派遣先：

チリ・サンチアゴ・Western Economic Association International,
13th International Conference 2017

実施期間：2017年1月2日～2017年1月7日

【研究の概要】

実証の課題

戦後日本において、拡張された中等教育が、製造業全体において、労働生産性と実質賃金の上昇をもたらしたことは、上島康弘らの研究によって定量的に確認されている（Yasuhiro Ueshima, Takuji Funaba, and Takenori Inoki, “New technology and demand for educated workers: The experience of Japanese manufacturing in the era of high-speed Growth,” *Journal of the Japanese and International Economies*, 20, pp. 50-57, 2006）。高度成長期において高卒労働者の中卒労働者に対する賃金差益が高かったことは、日本の製造業が、アメリカ的な普通教育と大量生産とを受容したことを示唆している。一方、高度成長期に労働者の勤続年数が増加し、また、高度成長期末期頃より新規卒業者の採用が増え、新卒一斉採用と長期勤続を柱とする「日本的労使関係」が定着、拡大することもよく知られている。そうした日本的労使関係は、労働者に対して、企業特殊な技能の修得を促す効果を持つと考えられてきた。こうした、就学年数の拡大を通じた政府による一般的人的資本投資と、個々の企業における企業特殊的人的資本投資とが、代替的なのか、補完的なのか、これまでの研究においては明らかにされてこなかった。

データセットの構築

一般的技能を形成する就学と一般的な職業経験、特殊な技能を形成する特定企業における勤続経験のそれぞれが、生産性、すなわち実質賃金に及ぼす影響を解明するには、個々の労働者の就学歴と職業経験、賃金を追えるパネルデータが必須である。本計画においては、富士製鉄釜石製鐵所（現新日本住金釜石製鐵所）において1920-1960年代に勤務した1500名余りの従業員の賃金台帳から構築した、生年、学歴、職業歴、釜石製鐵所における勤務歴を網羅するパネルデータを分析に用いる。

暫定的な結果に対する改善の提案

上記の報告に対して、討論者のPeter Mueserミズーリ大学教授より、識別の方法を中心に詳細にして懇切な助言を得た。この助言を受けて、推定の改善と改稿の作業に鋭意、取り組んでいる。

刑事立法の活性化状況に対応した立法モデルの構築 ーイギリス法の理論的・制度的研究

研究代表者：

仲道祐樹（早稲田大学社会科学総合学術院・教授）

派遣先：

イギリス・オックスフォード・オックスフォード大学

実施期間：2017年3月15日～2017年8月31日

【研究の概要】

本研究課題では、イギリスを比較対象として、①刑事立法の理論的基礎を明らかにすること、②刑事立法に専門知を反映させる制度のあり方を探ることを目的とした。

3月15日からオックスフォード大学図書館での文献調査を開始した。①については、これに対応する英米圏の犯罪化論（criminalization）の古典的業績および最新の業績について網羅的に渉猟する作業を行った。②については、イギリスの専門知反映制度である法律委員会（Law Commission）設立の経緯に関する文献を渉猟した。

4月4日には、受入教員であるJonathan Herring教授と面談を行い、①について今後の調査の方向性を確認するとともに、②に関して、法律委員会のスタッフであるKarl Laird氏との面会について仲介を依頼した。Laird氏とはその後メールを通じて情報の共有と法律委員会訪問の日程調整を行ったが、日程が折り合わず、インタビュー調査は断念せざるを得なかった。

6月14日には、図書館での文献調査の成果を踏まえて、Herring教授へのインタビューを実施した。とりわけ、犯罪化論がイギリスにおいて活発化した社会的・政治的背景や、「犯罪化する＝刑罰を用いる」ことへのイギリス人の法意識（刑罰は最終手段であり、極力使うものではないとするドイツ・日本の感覚との距離）について、有益な示唆を得ることができた。また、法理論の観点から民主的決定である「犯罪化＝刑罰法規の制定」を制約することの適否について議論を行い、日本、ドイツ、イギリスの視点を相対化する枠組みを得ることができた。6月のインタビューの後、追加の文献調査を行い、イギリス犯罪化論および法律委員会制度について客観的な理解を得るように努めた。

以上の作業により、①については、英米犯罪化論の全体像をつかむことに成功し、また同時に、日本法への接合可能性についてもおおよその見通しを得ることができた。この成果を元に、平成29年度科研費の研究課題へと接続し、さらに考察を深め、早期に論文として投稿する予定である。②については、法律委員会制度の概観を把握することはできたが、インタビュー調査が実現できなかったため運用面の理解を掘り下げることができなかった。また日本における比較対象である法制審議会制度についての調査者側の認識が不十分であったことから、分析軸が定まらなかった。②については課題を持ち帰り、日本での追加調査を踏まえて、次回の調査につなげていきたいと考えている。

■研究課題名

民主化と財政政策：タイにおける政治参加の拡大

研究代表者：

松本朋子（名古屋大学・特任講師）

派遣先：

タイ・バンコク

実施期間：2017年2月15日～2017年3月2日

【研究の概要】

本研究はタイの税制システムの変化とその原因を分析するものである。本研究は次の段階に分けて作業を行なった。

1) タイの税制システムの変遷を調査

本調査については、国外から資料にアクセスができたため、タイ財務省ホームページ他に掲載された税に関する布告と法その他を全て収集し、税制度の変遷を追跡しまとめた。

2) 研究発表（於 東京）

本報告は期間中に二度の発表の機会を得た。

第一が、東京大学にて2017年1月に開催された第52回比較法政シンポジウム Symposium of Taxation and Welfare in the Developing World にて、“Searching for Democratic Stability in Thailand: A Perspective from Financial Policies in the Aftermath of the Asian Financial Crisis” と題し、英語にて行なった報告である。

第二が、法政大学にて2017年2月に開催された日本タイ学会若手研究会にて、「租税制度の変化からみるタイの民主主義」と題しおこなった報告である。

両報告では、多くのコメントを得ることができ、バンコクでのインタビュー調査の前に必要な資料とインタビューの内容をまとめることに役立った。

3) 資料収集・インタビュー調査（於 バンコク）

1. 労働者の賃金に関する時系列データの収集

労働者賃金・世帯収入に関するデータは日本からは得ることができず、具体的なデータを収集することが必要であった。本件に関しバンコクで大学研究者と話し合う機会を得、研究協力者としてデータを共有してもらうことに成功した。

2. 税制変化の原因と現状についてのインタビュー調査

財務省官僚7人からのインタビューの他、タイビジネスマン2人、日系企業2人からのインタビューを得ることができた。

4) 研究の出版に向けて

東京大学でのシンポジウムで提出したworking paperを改定する形で、同シンポジウムのメンバーと論文をジャーナルに提出し、英文ジャーナルでの特集号として出版を申し込むこととなっている。

Analyzing the Time Varying Correlation between a Large Amount of Financial and Macroeconomic Indicators

研究代表者：

Roberto Leon Gonzalez (政策研究大学院大学・教授)

派遣先：

イギリス・オックスフォード・オックスフォード大学、
スペイン・ラスパルマス・ラスパルマス大学

実施期間：2016年4月1日～2016年9月30日

【研究の概要】

Together with coauthors we finalized the development of a new estimation procedure for Bayesian Factor models (Chan, J., Leon-Gonzalez, R. and Strachan, R.W. (2017)). This methodology permits the simultaneous analysis of a large number of variables, and the estimation of the stochastic factors that are common to all variables. As an illustration in the paper we provide two examples. In one example we analyze 109 macroeconomic variables (including GDP, industrial production, capacity utilization, etc.). In another example we analyzed 20 exchange rates with respect to the US dollar.

During this period I have also written C++ code for the algorithms to estimate stochastic volatility models proposed in my paper Leon-Gonzalez (2014). This code allows for parallel computations and it is therefore faster. I am close to complete a revised version of this paper to be resubmitted to a journal.

I have also developed algorithms for time varying multivariate stochastic volatility, and applied it to a dataset of 5 macroeconomic variables. I have presented this work at several international conferences. I am currently writing-up the results and I will make the paper available as a GRIPS discussion paper.

Chan, J., Leon-Gonzalez, R. and Strachan, R.W. (2017) “Invariant Inference and Efficient Computation in the Static Factor Model” *Journal of the American Statistical Association*, <http://dx.doi.org/10.1080/01621459.2017.1287080>

Leon-Gonzalez, R. (2015) “Efficient Bayesian Inference in Generalized Inverse Gamma Processes for Stochastic Volatility,” GRIPS Discussion Paper, 15-17.

2015年度助成分

■研究課題名

政党内閣崩壊過程における予算政治の展開 —世界恐慌後のアメリカとの相互作用

研究代表者：

伏見岳人（東北大学大学院法学研究科・准教授）

派遣先：

アメリカ合衆国・マサチューセッツ州ケンブリッジ市・マサチューセッツ工科大学

実施期間：2015年8月11日～2017年8月10日

【研究の概要】

本研究は、1930年代の日本の政党内閣崩壊過程における予算政治の展開を、特に世界恐慌後のアメリカとの相互作用に注目して分析するものである。アメリカ発の世界恐慌の衝撃が、東北日本の後進地域に甚大な被害をもたらし、それが政党勢力の衰退と軍部の台頭、および大陸進出の主たる原動力となり、アメリカ政府との対立が一層深まるという悪循環に陥った。これらの領域を明らかにするため、本研究はまず米国の一次史料の調査に取り組む計画を立てた。

研究期間中は、関係文献の読解とあわせて、1930年代～40年代前半に大統領を務めたF. D. Rooseveltの関係資料の調査・収集に多くの力を注いだ。特にF. D. Roosevelt Presidential LibraryやLibrary of Congressで関係文書を詳しく調査・分析し、日中戦争によって大陸への膨張政策を進める日本の動向を、当時の米国政府がどのように認識していたのかを考察した。また、ニューディール政策が国内の後進地域である米国南部の開発にいかに関与し、それが戦後日本の占領政策を通じて、日本の後進地域の開発政策のモデルになったのか、という枠組みに関心を持ち、University of TennesseeやD. McArthur Memorialなどに所蔵されていた関係資料を調査して、南部地域でのダム建設と地域政治の連関について貴重な知見を得た。

派遣先のマサチューセッツ工科大学国際研究センターで開催された北東アジアの安全保障・国際政治に関するワークショップやセミナーに数多く参加し、対外紛争を歴史的に比較分析する最新の視角を学ぶ機会を得た。近隣のハーバード大学などで開催された日本政治・日本外交関係のセミナーにも多数参加して、多くの貴重な知見を得ることができた。

これらを通じ、1930年代から40年代前半の大日本帝国の崩壊過程に注目するだけでなく、それが戦後の日本にどのように関連しているのか、という枠組みに拡大させる必要性を痛感した。今後は、アメリカで収集した資料をもとに、日本での資料調査を進め、それらをもとにして研究論文をなるべく早く執筆することが課題である。なお、本研究に関連する業績として、シーラ・スミス著、伏見岳人・佐藤悠子・玉置敦彦訳『日中 親愛なる宿敵—変容する日本政治と対中政策』（東京大学出版会、2018年3月）が刊行予定である。